

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正後の第18条の規定は適用せず、改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。